

会 議 録

1 会議の名称	教育福祉常任委員会
2 日 時	令和 7年 6月17日 (火) 午前 9時30分 開会 午前 10時19分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7人)	荻野 貴文 安藤 玄一 今野 康敏
	川添 康大 越水 崇史 米谷 政久
	大山 学
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	あり
8 事 務 局	次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第6号 伊勢原市に「学校給食の無償化」を求める陳情  
結 果 採 択

午前9時30分 開会

○委員長【荻野貴文議員】 ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

初めに、「陳情第6号、伊勢原市に「学校給食の無償化」を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大中学議員】 それでは、陳情第6号について賛成の立場で意見を述べます。

給食の無償化は、現在多くの自治体で独自に実施され、陳情文書に書かれているとおり、2023年9月の時点で全国の約3割に当たる722の自治体は何らかの形で無償化を進めています。

無償化の現状は自治体によって異なり、小中学校の児童生徒全員を対象としている自治体もあれば、一部の児童生徒を対象としている自治体もあります。

無償化のメリットとして、子育て世帯の経済的負担の軽減や、食育の推進、子どもの健康増進等が挙げられていますが、特に子育て世帯の負担軽減とともに、栄養バランスのとれた給食を、経済的な理由で栄養バランスのとれた食事をとることのできない子どもたちが減り、健康増進につながることにあります。食育の観点からも、給食を通じて食に関する知識や習慣を習得し、食育を推進できることなどが挙げられます。

学校給食無償化は多くの自治体で実施されていると述べましたが、自治体間競争になっている側面もあります。給食無償化は、子育て世帯の負担軽減や子どもの健康増進、食育の推進など様々なメリットが期待されていますが、財源や給食の提供状況など課題も存在しております。これらの課題を解決し、よりよい給食環境を実現するためにも、国においては全国一律の制度として学校給食の無償化を実現、さらに、自治体においては国の動向いかに関わらず無償化を早期に進めていく必要があると考え、本陳情は採択すべきものとしします。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 それでは、私からも、「陳情第6号、伊勢原市に「学校給食の無償化」を求める陳情」について意見を述べさせていただきます。

本陳情については理解するところではあります。学校給食無償化については、国でも現在検討中の課題であり、令和7年2月25日の自民・公明両党と日本維

新の会による党首会談において合意がなされ、具体的に検討が進められているところであります。政府・与党は、学校給食費の無償化については、基本的には学校の設置者と保護者との協力により学校給食が円滑に実施されることが期待されるとの学校給食法の立法趣旨に基づき、本来、各自治体において地域の実情に応じて検討するのがふさわしいとの考えであります。

従来から家庭の経済状況が厳しい児童生徒の学校給食費につきましては、生活保護等による教育扶助や就学援助の制度を設けており、財政的支援を実施してきました。

学校給食については、こども未来戦略方針を受け、昨年6月12日に調査結果を公表しております。令和5年度に1794の自治体中547の自治体、約3割が小中学生の全員を対象に学校給食費の無償化が実施されているということ。自治体独自の学校給食費の無償化に当たっては、自己財源をはじめ地方創生臨時交付金などの様々な財源を活用されていることが明記されています。

他方で、何らかの形で学校給食費の無償化を実施している722の自治体のうち、成果目標の設定や成果検証を実施した自治体というのはいずれも2割弱にとどまっています。

また、学校給食を未実施の学校や、実施していてもアレルギーや不登校等の理由で学校給食を食べていない、喫食していない児童生徒が相当数存在すること。食材費相当額である学校給食費についても都道府県間で約1.4倍の開きがあります。

学校給食費の無償化については、上記の結果を踏まえながら、今後、児童生徒間の公平性、あるいは国と地方の役割分担、政策効果などといった観点や法制面から、与野党との協議等により課題を整理しつつ、まずは小学校において令和8年度の実施を目指しております。

また、陳情の趣旨の中で、その目的の第3、定住・転入の促進、地域創生の御指摘についてですが、根拠法である学校給食法において学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを政策の目的としており、生徒児童の昼食の無償化政策のような生徒児童全てを対象とした給食無償化は、一部の自治体において子育て支援や少子化対策の目的で実施されておりますが、本来の給食の目的、目標の実現とは異なるものと考えます。したがって、さらに拡大解釈を行うような要請は学校給食の趣旨の基本的な考えとなじまないものと考えます。

陳情の趣旨の中にも、「全ての子どもが給食費の心配なく平等に給食を食べ、食の教育を受けられるようにするためには、国が学校給食を無償にすべきで」とあり、異論はありません。しかし、現在、国は令和8年度からの実施を目指していることから、動向を注視する必要があると、本陳情については、今、適切でないと考え、よって、本陳情は不採択といたします。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 「陳情第6号、伊勢原市に「学校給食の無償化」を求める陳情」について意見を述べさせていただきます。

学校給食の無償化は、全ての子どもたちに平等な教育環境を提供するためにも重要なものであります。経済的な理由で給食を利用できない家庭の子どもたちも栄養価の高い食事を受けることができ、学習に集中できる環境が整います。また、無償の学校給食は子どもたちの健康を促進します。栄養バランスのとれた食事を提供することで成長期の子どもたちの健康を支え、将来的な医療費の削減にもつながる可能性がございます。さらに、給食費の無償化により家庭の経済的負担が軽減されます。特に、低所得層の家庭にとっては、教育にかかる費用を抑えることができ、ほかの必要な支出に充てることもできます。

その一方で、学校給食の無償化は、地方自治体や国の財政に大きな負担をかけ、限られた予算の中で、ほかの重要な教育施策や福祉サービスに影響を及ぼすおそれもございます。また、無償化に伴い、給食の質が低下する可能性があり、予算が限られる中で、食材の質やメニューの多様性が損なわれることが懸念されます。

このような懸念点も考慮しながら、国として、給食の無償化が実施され、国から財政支援を前提とした制度が早期に実現されることを強く期待したいと考えます。

また、実現に向けて効果の検証を促すとともに、地方創生や地産地消の視点も含めた給食の質を確保するために、国において関係省庁が連携して取り組むべきと強く考えます。

以上の理由から、陳情第6号を採択することについて反対の意見といたします。  
○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第6号について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

文科省の最新調査では、現在、1794自治体中43.1%の自治体で学校給食費の無償化を実施しています。憲法第26条は義務教育を無償と定めていますが、いまだ給食費を含め、隠れ教育費などの負担が存在し、実質無償となっていないのが現状です。今回、陳情で出されている学校給食は教育の一環であることは間違いなく、憲法にのっとり国が早急にこれを無償とすべきと考えます。

石破首相は国会で、2026年以降できるだけ早期の制度化を目指したいと表明し、あべ文部科学相も、小学校を念頭に、地方の実情を踏まえ、2026年度に実現し、中学校への拡大もできる限り早期に実現すると述べる一方で、具体的な進め方は現段階では答えられないとも述べています。

昨年の総選挙でもほとんどの党が給食無償化を公約に掲げ、国に実現を迫っています。これはこの間の保護者や教職員、市民による長年のたゆみない運動の成果と考えます。全国では、これまで国が消極的な姿勢であった一方で、自治体は様々な形で無償化の努力を続けてきました。コロナ禍では臨時交付金を活用し、期間限定で無償化する自治体が相次ぎました。交付金の期限が切れても無償化を続けてという切実な声を受け、独自財源で続ける自治体もあります。アレルギーや不登校、宗教上の理由などで給食を食べられない子どもに食材費相当を支給する自治体もあります。こうした地方自治体の姿勢や行動が国の政治を動かしています。伊勢原市においても、昨年の市長選挙では、現萩原市長が学校給食の無償

化を公約に掲げ、当選しました。これは市民の願いでもあるということです。

こうしたことから、伊勢原市に対して、市長の公約どおりに学校給食の無償化を実現するよう求めることは当然であり、本陳情は採択すべきと考えます。

○委員【安藤玄一議員】 「陳情第6号、伊勢原市に「学校給食の無償化」を求める陳情」について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

憲法第26条第2項は、「義務教育は、これを無償とする。」と定めていますが、現在の法的解釈では給食費は無償化の対象外とされています。しかし、文部科学省が学校給食を食の教育の場、教育の一環と位置づけている点を考慮すると、無償化が望ましいと考えます。

教育の平等は授業だけでなく食も含めた学習環境の保障であるべきです。食に関する正しい知識や理解を深め、健康的な食習慣を身につけることは、子どもたちの将来にとって重要な教育の一部です。この理念の実現に向けて、全国では既に多くの自治体にて学校給食費の無償化を実施しております。

米の値段一つとっても生活必需品の価格高騰は家庭に深刻な影響を与えています。陳情書にもあるように、伊勢原市の小学校給食費は年間1人につき4万6800円、2人世帯では9万3600円、3人世帯では14万4000円という負担となっており、物価高騰の中で子育て世帯の家計を大きく圧迫しているのが現状です。この空白地帯の負担が最も苦しんでいる層を直撃している現実を私たちは見過ごすことはできません。

本来であれば、こうした制度は国が責任を持って実施すべきです。しかし、国が動かぬ今、現場である自治体が動く必要があります。もちろん、すぐに全額無償化するのは困難かもしれません。しかし、段階的な実施や所得制限つきの制度など、市としてできる工夫から始めることも可能です。例えば、初年度は低所得世帯と多子世帯を対象とし、段階的に対象を広げていく道筋も描けるのではないのでしょうか。誰かが最初にやらねばならないという覚悟を伊勢原市が持つか否か。未来を担う子どもたちへの投資として、また、子育て世帯にとって魅力的なまちづくりの一環として、その決断が求められています。

学校給食の無償化は、憲法の理念を具体的に実現する重要な取組です。義務教育の無償化という理念を実施の制度として形にする意義のある政策だと考えます。私たち議会には市民の声と法の理念を一致させる責任があります。現在の財政状況は厳しいものがありますが、子どもたちの教育環境を充実させ、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、学校給食無償化制度の創設を積極的に検討すべきです。

市民の暮らしと子どもたちの未来を守るため、今回の陳情を真摯に受け止め、行政の取組を支援していく必要があります。憲法の理念を実現する施策として、この陳情の趣旨に賛成の意見といたします。

○委員長【荻野貴文議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。

本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【荻野貴文議員】 挙手多数。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議 題 陳情第7号 子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情

結 果 採 択

○委員長【荻野貴文議員】 次に、「陳情第7号、子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【越水崇史議員】 それでは、「陳情第7号、子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

少子化が進む中においても、教育現場の課題はむしろ深刻化しております。伊勢原市においても、特別な支援を必要とする児童生徒の増加、いじめや不登校の対応、ICT教育の推進、教職員の働き方改革など、多様なニーズに対応するためには現行の教職員定数では十分とは言えない状況にあります。

こうした中、国に対し、教職員定数の改善と教育予算の増額を求めていくことは、子どもたちの学びの保障だけでなく、教職員の健全な勤務環境の確保にもつながる重要な施策であると考えています。

また、義務教育費国庫負担制度については、地方財政の安定を支える制度であり、教育の機会均等を実現する根幹をなすものです。国がその責任を果たして、制度を堅持・拡充することは不可欠であり、地方自治体からも強く要望していくべきだと考えております。伊勢原市としても、未来を担う子どもたちの教育環境の向上に一層取り組むとともに、国や県に対して必要な制度の見直しや、予算措置を求めていくことが重要です。

以上の理由から、本陳情には十分な妥当性と公益性があると判断して、賛成の意見といたします。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 それでは、私からも陳情第7号について意見を述べさせていただきます。

国においては、最高法規である憲法第26条第1項で、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定めています。

近年の社会と学校を取り巻く環境は大変複雑化しており、障がい児への合理的配慮やいじめ問題、児童生徒の不登校問題、子どもの貧困など多様化しております。また、教職員の多忙化問題等の課題が山積もしています。一人一人の子ども

にきめ細やかな対応ができるよう2021年3月の改正義務標準法の成立により、40年ぶりに公立小学校の定員が段階的に35人に引き下げられていますが、中学校においても少人数学級の必要性の観点からも同様の措置が講じられることが重要だと考えます。

さらには、児童生徒に社会ニーズに応じた教育環境を提供し、よりきめ細やかな指導を的確に行っていくためには、今後は30人学級の実現も求められるところであり、それに伴う教職員定数の改善を図ることは、喫緊の課題であると認識しているところです。本市における小中学校の不登校児童生徒数は、2022年度の数字を見ますと、小学校が82人、中学校が113人、計195人となっており、さらに、いじめの認知件数については、同じ年度で小学校が364件、中学校が63件、計427件となっています。この数字は誠に憂慮すべき問題であり、早急な対応が求められるので、教職員の増員はもとより、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内教育支援センターの支援員等の配置、拡充が急務であると考えます。

また、現在の教育問題の解決のためには教育予算の増額が必要不可欠な要件であり、まずは義務教育費国庫負担金負担制度の国の負担割合を2分の1に復元することが望ましいと考えます。全国どこでも一定の教育条件により、児童生徒たちへの教育を保障し、そして教職員の負担軽減に向けて支援を早期に実施する必要があると考えます。

よって、本陳情は採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 「陳情第7号、子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

長時間労働が常態化している学校教員は依然多く、現場の人手不足も深刻化しております。教育の質に関わる重要課題であり、教員の頑張りが報われ、安心して働き続けられる環境を整えていかなければなりません。

本年3月末に成立した新年度予算には、公立学校教育の給与改善と働き方改革を一体で加速させる施策が盛り込まれました。給与改善の柱は、残業代の代わりに基本給に一律に上乘せしている教職調整額の引上げです。文部科学省は来年1月から現行の4%を5%にし、2030年度にかけて段階的に10%に増やす方針です。負担の大きい学級担任への月3000円の手当も新設されます。多忙な教員の実情を踏まえ、業務負担に見合う、メリ張りのある給与体系を構築することは欠かせません。実現のための改正法案が今国会に提出されており、確実な成立を期待するところであります。さらに、今後、PTA行事など、勤務時間内に収まらない業務への新たな手当創設も検討すべきと考えます。

同時に、重要なのが教員の業務負担の軽減であります。文科省の調査によりますと、公立学校教員のうち、2023年度の月平均残業時間が国の指針で示す上限月45時間を超えた教員は、小学校と高校で2割超、中学校では4割にも上っ

ております。そこで、文科省は指導運営体制の拡充のため、教職員定数を5827人増員いたします。具体的には、小学5、6年生で実施している教科担任制を4年生まで拡大し、教員の受持ち授業時間数の軽減や、授業の質向上につながるほか、急増する不登校やいじめに対応するため、中学校に生徒指導担当の教員を配置いたします。教員らを支援するスタッフも約4万人置き、授業準備の補助やデータの入力、集計などをサポートします。教員が子どもたちに一層目配りできる体制の構築につながることを大切であります。

教育は、多様な人材を育み、よりよい社会を築く礎であります。この最前線に立つ教員が存分に力を発揮できるよう最善を尽くすべきと考えます。

本陳情は、教育現場における子どもたちの豊かな学びの実現を目的としており、極めて意義深いものであります。とりわけ知識の詰め込みではなく、探究心、思考力、表現力などの非認知能力を育てる教育の重要性を強調している点に賛同いたします。

また、教員の過重労働や過度な競争による教育の硬直化に警鐘を鳴らし、子ども一人一人が個性を生かして学べる環境の整備を訴えることは、現代の教育において急務であります。こうした観点から、本陳情は、教育行政の方向性に一石を投じるものであり、採択すべきと考えます。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第7号について賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本陳情は、教職員定数の改善、専門スタッフの増員と常勤化、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを求める陳情です。少人数学級の意義については、近年、個別ケアが必要な子どもが増加しており、心のケアも必要です。教員1人が丁寧に見られるのは25人以内と言われていています。また、学級規模が小さいほど授業内容の理解が深まるという研究事例もあり、教員の負担が軽くなり、授業の準備時間を増やすこともできます。

世界では20人から30人学級が主流であり、日本の教育予算をOECD加盟諸国の平均並みに引き上げれば20人学級も実現可能です。学校は、本来、子どもたちが安心して成長できる場所のはずであり、一人一人に目が行き届くゆったり落ち着いた環境が何よりも大切です。少人数学級は当たり前。むしろそうでない今が異常だということです。

子どもの不登校についても、この10年で3倍と急激に増加し、小中学校では35万人近くになりました。高校生を含めると41万人を超えます。これまで少なかった小学校低学年でも増えています。同時に、精神性疾患で休業した教員が20年で6倍に急増しており、子どもも先生も学校に行けなくなっている緊急事態を打破するには、教育予算を抜本的に増やし、教育基本法改悪以降の過度な競争や管理、抑圧するような教育政策の押しつけそのものをやめる大転換が必要と考えます。

そのためには、本陳情のとおり、豊かな学びを保障するために、国の責任で抜本的な教育予算の拡充を図る必要があります。本陳情に賛成の意見とします。

○委員【安藤玄一議員】 「陳情第7号、子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

義務標準法の改正により、小学校における35人学級は、2021年度から段階的に導入され、今年度、2025年度からは全学年で実施されました。これは教育環境の改善に向けた一歩前進として評価できます。

しかし、OECD各国における学級規模の平均は小学校で20.2人、中学校で22.6人となっており、日本は依然として学級規模が大きい国の一つです。特に注目すべきは、通常学級の児童生徒のうち8.8%が学習面または行動面で著しい困難を示しており、この割合は10年前より上昇しています。こうした現実を踏まえると、多様化する教育ニーズに的確に応えるためには、学級規模のさらなる縮小と、それを支える教職員定数の抜本的な改善が不可欠だと言えます。

全国の不登校児童生徒数は11年連続で増加し、一昨年度は過去最多の35万人に達しました。この数字は単なる統計ではなく、一人一人の子どもが学校という場所で安心して過ごせずにいる現実を表しています。

神奈川県が国に先駆けて全中学校区に配置した校内教育支援センターの支援員により、不登校傾向にある児童生徒が安心して学校生活を送れるようになったという成果があります。しかし、今年度は支援員の任用時間が減少し、現場からは、子どもたちのニーズに十分応えられていないという切実な声が聞かれます。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門性を有するスタッフの不足と非常勤化は、子どもたちの学習権の視点から見ても重大な社会問題です。持続的で安定的な支援を実現するためには、これらの専門職の増員と常勤化が極めて重要です。

教育は住んでいる地域によって質が左右されてはなりません。必要な財源を国が保障することによって、全国どこに住んでいても、子どもたちが一定水準の教育を受けられる環境が整います。現在、3分の1に引き下げられている義務教育費国庫負担制度の負担割合を本来の2分の1に復元することは、教育の機会均等と水準維持の根幹をなす施策です。これは単なる財源論ではなく、国が教育に対する責任を明確に示すことにほかなりません。

教育は未来への最も確実な投資です。令和8年度から段階的に開始される中学校35人学級の確実な実施と、小学校30人学級の実現に向けた取組は、子どもたち一人一人に寄り添うきめ細やかな教育を可能にします。

また、多様な専門性を有するスタッフの配置は、不登校を含む様々な困難を抱える子どもたちが安心して学べる環境づくりに直結します。これらの施策に必要な予算は決してコストではなく、社会全体の発展を支える投資として位置づけるべきです。

本陳情が求めているのは、子どもたちの学ぶ権利と真に保障するための基盤整備です。教職員定数の改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の拡充は、いずれも教育の質の向上と機会均等の実現に欠かせない要素です。

私たち議会は、市民の代表として、そして子どもたちの未来に責任を持つ立場として、この陳情の趣旨を真摯に受け止める必要があると考えます。国に対して意見書を提出し、教育環境の充実に向けた強いメッセージを発信することは、伊勢原市の子どもたちのためだけでなく、全国の子どもたちの豊かな学びを保障することにつながると考え、以上の理由から、本陳情に賛同し、地方自治法第99条の規定による意見書の提出を求める意見とさせていただきます。

○委員長【荻野貴文議員】　ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【荻野貴文議員】　挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議 題 陳情第 9号 マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行する手続を、行わせるための対応を求める意見書を国に対して提出することを求める陳情

陳情第10号 マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行することを求める陳情

結 果 不採択

○委員長【荻野貴文議員】 次に、「陳情第9号、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行する手続を、行わせるための対応を求める意見書を国に対して提出することを求める陳情」及び「陳情第10号、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行することを求める陳情」の2件を一括議題といたします。

2件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、2件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大山学議員】 それでは、陳情第9号及び陳情第10号について意見を述べます。

マイナンバーカードを取得していない方や、マイナ保険証の利用登録をしていない方など、マイナ保険証を利用できない方には資格確認書が交付されます。この資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き健康保険を使った医療を受けることができます。マイナ保険証のメリットは、言うまでもなく、データに基づくよりよい医療が受けられること、手続なしで高額医療費の限度額を超える支払いが免除されること、マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできること、医療現場での負担が軽減できることなどが挙げられます。

本陳情において、マイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書を発行すべきとありますが、マイナ保険証を所有している人に対し、さらに資格証を発行することは、マイナ保険証のメリットを阻害するとともに、さらには、発行、送付のコストを増やすこととなります。マイナンバーカードの更新時期で混雑等のトラブルの発生が懸念されると指摘されておりますが、これについては、行政窓口の効率化で対応可能であり、マイナ保険証保有の有無、それに伴う資格確認書の発行とは別の次元と考え、本陳情は不採択すべきものいたします。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 それでは、陳情第9号及び陳情第10号について意見を述べさせていただきます。

2024年12月2日をもって従来の健康保険証の新規発行はなくなり、マイナンバーカードを使用するマイナ保険証へと移行されました。マイナンバーカードを作成していない方や、マイナ保険証を使えない事情のある方には、資格確認

書が交付されることとなりました。マイナンバーカード自体のシステムや制度への多くの国民の不信、不安があること。また、マイナ保険証として活用したとき、本来は保険資格が有効であるにもかかわらず、ヒューマンエラー等のミスにより、無効とされてしまうケースが生じているなどの事例があることについては承知しているところであります。

マイナ保険証の利用に際しては、メリットは多く、デメリットについても、現在、政府が全力で課題解決に取り組んでおり、さらに、日本がデジタル社会の構築に際し、世界水準に遅れをとらないためにも、マイナンバーカードの活用は今後デジタル社会への構築に必要不可欠となってくるものと考えます。

マイナ保険証と資格確認書は原則として併用できず、マイナ保険証の利用登録をしている場合は資格確認書は不要です。ただし、マイナ保険証での受診が困難な場合、例えば医療機関での資格確認を第三者が補助する必要がある場合などは、資格確認書を申請することができます。

また、マイナ保険証の利用登録をしていない全ての方に資格確認書が無償で申請によらず交付されます。資格確認書はマイナ保険証が使えない場合の保険証の代わりとして使用されるもので、陳情の理由の国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行することは必要とは考えられません。

よって、陳情第9号及び陳情第10号については不採択といたします。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 陳情第9号及び陳情第10号について意見を述べさせていただきます。

私は、本陳情には反対の立場をとります。

その理由は、制度設計の趣旨と行政コストの観点から慎重な対応が求められるためであります。

まず、現行のマイナ保険証制度は、医療のデジタル化、効率化を進め、将来的な行政コストの削減とサービスの利便性向上を目指すものであり、紙媒体による資格確認書を恒常的に大量発行することはこの方針に逆行するものであります。マイナンバーカードの取得促進は国を挙げた取組でもあり、利便性と安全性を備えた本人確認手段として整備が進んでおります。その中で、あえて申請も不要とした資格確認書の自動交付制度を全ての国民健康保険加入者に広げることは、制度利用の主体性を奪い、結果として、マイナカードの普及率向上の妨げとなる可能性もあります。

さらに、行政負担の問題も無視できません。全ての加入者に自動的に資格確認書を交付するとなれば、地方自治体における事務負担、郵送費用、書類管理の手間が急増し、財政的にも持続可能とは言えません。

加えて、制度周知や高齢者、障がい者への配慮については、個別の支援策や窓口対応の強化で十分に対応可能であり、一律に無償、申請不要の対応をとることが必ずしも最適とは言えないと考えます。

したがって、必要な支援は行いつつも、制度全体としての整合性や持続性

を損なうような措置は再考が必要であると考えます。

以上の理由から、陳情第9号及び陳情第10号について反対の意見といたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第9号及び陳情第10号について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

この間、マイナ保険証についてはトラブルが相次ぎ、マイナ保険証を保有している人には資格情報のお知らせが送付され、マイナ保険証を保有していない人に対して資格確認書が送られてくることから無駄な手間と費用がかかり、従来の紙の保険証を廃止する理由が全くないと訴えてきたところです。

現在、国は、令和8年7月末までの暫定措置として、75歳以上の後期高齢者に対し、マイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書を申請不要、無償で交付する運用を決定しました。これはマイナ保険証の利用率が低く、7月31日に保険証が期限切れになる高齢者への混乱を避けるため、厚労省が暫定的に実施するものです。しかし、今なおマイナ保険証による窓口でのトラブルが続いており、住民の不安は払拭できていません。

国も自ら資格確認書をマイナ保険証とともに持ち歩くと不測の事態にも対応できるとしています。例えば、医療機関でマイナ保険証を出したものの、システムエラーなどで利用できない場合、また、マイナ保険証に対応していない医療機関を受診する場合、さらに傷病手当や出産手当の申請などで自分の保険資格を確認する必要があるが、マイナポータルにアクセスできない場合などです。

なお、マイナ保険証を持っている人に交付される資格情報のお知らせだけではもちろん保険診療は受けられません。市民の受療権の保障及び医療機関の事務の混乱を招くことのないよう、東京都渋谷区や世田谷区のように、自治体がトラブルを防ぐために、加入者全員に資格確認書を職権交付することは国も否定していません。

日本国憲法第25条は、国に対し、国民の医療を受ける権利、受療権を保障するよう要請しており、国はこれを守り実行することは当然のことです。よって、国民健康保険の加入者全員に資格確認書を発行する手続を保険者に対応させるよう求める意見を国へ提出すること、さらに、国民健康保険加入者に対し、マイナ保険証の保有の有無に関わらず資格確認書を無償かつ申請不要で交付することを市に対して求めることについては、賛成の意見といたします。

○委員【安藤玄一議員】 私も、陳情第9号及び陳情第10号について一括して賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

全国保険医団体連合会の調査によれば、マイナ保険証によるオンライン資格確認でのトラブルは9割の医療機関で発生しています。さらに、マイナカードの電子証明書は定期的な更新が必要で、2025年には2768万件の更新が必要となります。従来の健康保険証以外に使用可能な資格確認書類を持たずに受診し、意図せず、10割負担を請求されるケースが発生すれば、医療機関と患者との間で深刻なトラブルとなることは避けられません。医療の全ての住民にひとしく提

供される基本的な権利です。制度の過渡期にあっても、その保障は確実に担保されるべきです。

健康保険の加入者には、デジタル機器に不慣れな方、障がい者、生活困窮者など多様な事情を抱える方が多く含まれています。マイナ保険証の取得、利用を前提とする制度設計は、こうした社会的に脆弱な立場にある方々の医療アクセスを著しく制限するおそれがあります。2025年5月現在、東京都渋谷区と世田谷区では、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず国民健康保険加入者全員に資格確認書を一斉に発送することを発表しました。こうした措置は、住民の不安や不信をやわらげ、医療機関の現場での混乱や負担を軽減することにもつながります。もちろん資格確認書を一斉交付すれば、マイナンバーカードの普及が遅れるのではないかという懸念があることも承知しています。しかし、制度の信頼を損ねたまま普及だけを急ぐやり方は、むしろ国民の不安や不信を増幅させる結果となります。医療へのアクセスを制限することでカードの取得を促すという方針は、普及ではなく、事実上の強制です。本来、行政制度は全ての人に開かれているべきであり、とりわけ高齢者、障がい者、生活困窮者など、社会的に脆弱な立場にある人々が安心して制度を利用できるようにすることが先決です。資格確認証の申請不要、無償交付は、制度に対する信頼を回復し、結果としてマイナンバーカードの着実な普及にもつながると考えます。

地方自治体は住民に最も身近な行政機関として、住民の生活と健康を守る責務を負っております。国の制度設計に不備があるとすれば、それを補完し、住民の不利益を最小限に抑えることが自治体の重要な役割です。伊勢原市としても、市民の医療アクセスを確実に保障するため、マイナ保険証の保有の有無に関わらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行すべきと考えます。制度移行期における混乱を最小限に抑え、全ての市民が安心して医療を受けられる環境を整備することは行政の基本的な責務です。

陳情第9号については、国に対して適切な制度運用を求める意見書提出を、陳情第10号については、伊勢原市として積極的な対応をとることをそれぞれ求めます。

市民の生命と健康を守るという自治体の最も重要な使命を果たすため、両陳情に賛同、賛成いたします。

○委員長【荻野貴文議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより1件ずつ採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。

まず、「陳情第9号、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行する手続を、行わせるための対応を求める意見書を国に対して提出することを求める陳情」を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【荻野貴文議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、「陳情第10号、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行することを求める陳情」を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【荻野貴文議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【荻野貴文議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

午前10時19分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和7年6月17日

教育福祉常任委員会  
委員長 荻野貴文